

(注1) 確定申告書の写しについて

- ① 確定申告書の写しを提出する場合は、税務署の受付印があることとし、「第一表」「第二表」とも提出してください。
- ② 確定申告をWEB申請で行った場合、申告データに受信通知を印刷したものを添付し、提出してください。

(注2) 住民票について

- ① 養成施設入学のために他県より都内へ転入した場合は、転入後の住所により申込みこととし、住民票も転入後のものを提出してください。
- ② 貸付申込時に①の手続きが間に合わない場合は、住民票の移動を条件に貸付の可否を決定します。
- ③ 申込者、生計を一にする家族、親権者、連帯保証人のうち複数名が記載されている場合は、その分の住民票を兼ねることができます。

(注3) マイナンバー（個人番号）の記載がある書類について

- ① 住民票など、書類を取り寄せる段階で個人番号(マイナンバー)欄の記載がない状態のものを選択できる場合には、個人番号(マイナンバー)欄のないものを準備してください。
- ② 個人番号(マイナンバー)が記載されている書類の場合には、必ず番号をマスキングの上、提出してください。

(注4) 「生計を一にする家族」について

- ① 「生計を一にする家族」とは「扶養者」と「その扶養者が扶養している家族」とします。
- ② 申込者が扶養されている場合、「扶養者」「申込者」「扶養者が申込者以外に扶養している家族」が、生計を一にする家族となります。
- ③ 親（配偶者）と同居していても、申込者に収入等があっても、親（配偶者）の扶養に入っていない場合は、親（配偶者）と生計を一にすることにはなりません。
- ④ 親（配偶者）と別居していても、申込者が親（配偶者）の扶養に入っていて経済的に援助を受けている場合は、親（配偶者）と生計を一にすることになります。
- ⑤ 申込者が扶養者である場合は、申込者が扶養している家族が該当します。
- ⑥ 生計を一にする家族については、前年の所得税額を証明する書類における扶養に関する記載で、人数及び氏名を確認します。

<その他留意事項>**1 貸付額について**

- ① 貸付額は月額5万円、総額120万円を範囲内として、正規の修学期間内に必要な額を貸付けることが可能です。

(例) 在学期間のうち2年間借入れする場合：120万円÷24ヶ月＝月額5万円
在学期間のうち3年間借入れする場合：120万円÷36ヶ月＝月額3万3千円
在学期間のうち4年間借入れする場合：120万円÷48ヶ月＝月額2万5千円

- ② 入学準備金または就職準備金のみの貸付はできません。
- ③ 修学資金及び入学準備金は、令和3年4月に遡及して貸付けることが可能です。
- ④ 令和3年3月以前の入学者については、入学準備金の貸付はできません。
- ⑤ 就職準備金は、就職活動を予定している場合に必要な方は申し込みできます。

2 生活費加算について

- ① 生活費加算は東社協の申込締切日の属する月からの貸付となります。
- ② 生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。貸付申請時に生活保護世帯に属する方が生活費加算を受ける場合、生活保護の廃止または世帯分離を行い、生活保護の適用がないことの確認を行います。
- ③ 修学資金の貸付けを受けずに、生活費加算のみを申込みすることはできません。
- ④ 養成施設入学後に転居をする場合は、転居後の居住地の級地区分に基づく額を生活費加算として貸付けます。
- ⑤ 一度貸付決定した方について、貸付期間中に転居、加齢等により級地区分が変更になった場合でも、加算額の変更はしません。